

## 移動円滑化基準適用除外自動車の認定細部取扱要領

平成19年2月5日 関自保第1037号  
改正 平成26年3月28日 関自保第 728号  
改正 平成27年2月26日 関自保第 558号

移動円滑化基準適用除外自動車の取扱については、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について」（平成19年2月5日付け、関自保第1036号）別添「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（以下「認定要領」という。）によるほか、本細部取扱要領によるものとする。

### 1. 認定要領第3関係（基準適用除外の認定を申請することができる自動車）

基準適用除外できる条項は、別紙1の「移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表」によるほか、次号により取り扱うものとする。

- (1) 認定要領第3第1号の「地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線」とは、運行する道路の勾配、踏切の構造等により車体と道路とが接触する場合等をいう。この場合において当該事由による移動円滑化基準不適合自動車は、該当する路線のみの運行を原則とするが、当該自動車を当該路線以外にも使用しなければ、運行を管理する営業所の配置車両数を増加させなければならなくなる等、車両の運用が困難になること等が確認できる添付資料を添えて申請のあった場合、適用除外を認めることとする。
- (2) 認定要領第3第6号については、個別案件とし申請者等から相談があった場合は、特別の事由に該当するか否か十分検討したうえ処理するものとする。  
なお、運輸支局に当該相談があった場合は、運輸局長と調整のうえ処理するものとする。

### 2. 認定要領第4関係（申請者等）

認定要領第4第2項中、「営業所の長」とは、事業用自動車の運行について他と区分して管理が行われている単位の長とする。

### 3. 認定要領第5関係（申請書及び添付資料）

- (1) 認定要領別表添付資料一覧表中、「車両外観図」については、外観4面図（平面、側面、前面、後面）とし、車両諸元が確認できるものであること。
- (2) 認定要領別表添付資料一覧表中、「使用者の事業内容」については、基準適用除外申請書の余白に旅客自動車運送事業の種類のを記載することにより、添付資料に代えることができる。

- (3) 認定要領別表添付資料一覧表中、「主な運行経路図」については、起終点停留所及び途中停留所が記載された「運行系統略図」でさしつかえないものとする。  
また、認定要領第3第1号の地形上の理由により、基準適用除外申請を行う場合には、当該箇所等を示すものとする。
- (4) 認定要領第3第2号の自動車であって、複数の運行系統を運行する自動車は、前号の規定にかかわらず、起終点及び主たる経過地を記載した「運行系統一覧表」を添付することにより、「主な運行経路図」を省略することができる。
- (5) 認定要領別表添付資料一覧表中、「走行が困難である当該箇所を示した資料」については、基準適合自動車では、走行ができないことが明確に確認できる道路・踏切等の図面（平面図、断面図）、写真又は走行実験結果等の資料とする。
- (6) 認定要領第5第3項中、「複数の類似する自動車」とは、車名及び型式が同一で、かつ、基準適用除外の認定の条項が同じ自動車をいう。
- (7) 認定要領第5第4項及び第5項の申請があった場合、運輸支局の長は提出された申請書及び添付された資料に不備がないことを確認のうえ受理し、申請書に受付印を押印のうえ、副本を申請者に返付するとともに、正本により運輸局長あて進達するものとする。
- (8) 認定要領第5第4項中、「当該変更内容の資料」とは、変更の事実が確認できる資料とする。なお、道路運送法に基づく「事業計画の変更」に係る届出書（写）でも差し支えないものとする。

#### 4. 認定要領第7関係（条件又は期限の付与）

- (1) 認定要領第7第1項の「必要な条件」は別紙2の「移動円滑化基準適用除外認定書に付す条件」による他、申請内容に応じてその他必要な条件を付することができる。
- (2) 認定要領第7第2項の「条件」は別紙2の「移動円滑化基準適用除外認定書に付す条件」による他、申請内容に応じてその他必要な条件を付すものとする。

#### 附 則

（適用時期）

この要領の改正は、平成27年2月26日以降の基準適用除外の申請から適用する。

条 項 認定要領	移 動 円 滑 化 基 準									
	第 3 7 条 (乗降口)			第 3 8 条 (床面)		第 3 9 条	第 4 0 条 (通路)		第 4 1 条	第 4 2 条
	第 1 項 (踏み段の色)	第 2 項第 1 号 (有効幅)	第 2 項第 2 号 (スロープ)	第 1 項 (高さ)	第 2 項 (材質)	(車いすスペース)	第 1 項 (有効幅)	第 2 項 (手すりの間隔)	(運行情報提供設備等)	意思疎通の図るための設備
第 3 (1) 地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	●	×	×
第 3 (2) 高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第 3 (3) 幅 2.1m 以下 定員 23 人以上	×	●	●	◎	×	●	●	●	×	×
第 3 (4) 総重量 5 t 以下 定員 23 人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 (5) 中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 (6) 特別の事由	×				×				×	×

※ ×は、基準適用除外を認めない項目

◎は、基準適用除外を認める項目

●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目

空欄は、本細部取扱い 1 (2) により個別案件として調整が必要な項目

## 移動円滑化基準適用除外認定書に付す条件

自動車の種類		付す条件
認定要領 第3 (1)	地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車	申請のあった「地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な区間」を含む経路に限る。
認定要領 第3 (2)	高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車	高速バス、定期観光バス又は空港等アクセスバスとして使用する場合には限る。
	上記以外	申請のあった経路に限る。
認定要領 第3 (3)	幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車	申請のあった経路に限る。
認定要領 第3 (4)	車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車	運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること。